

チャレンジ鹿児島労働局（17年9月）

鹿児島労働局

〒892-0816 鹿児島市山下町 13 - 21

099 - 223 - 8275

URL <http://www.kagoshima.plb.go.jp>

8月の有効求人倍率は0.56倍と前月を0.01ポイント下回る。

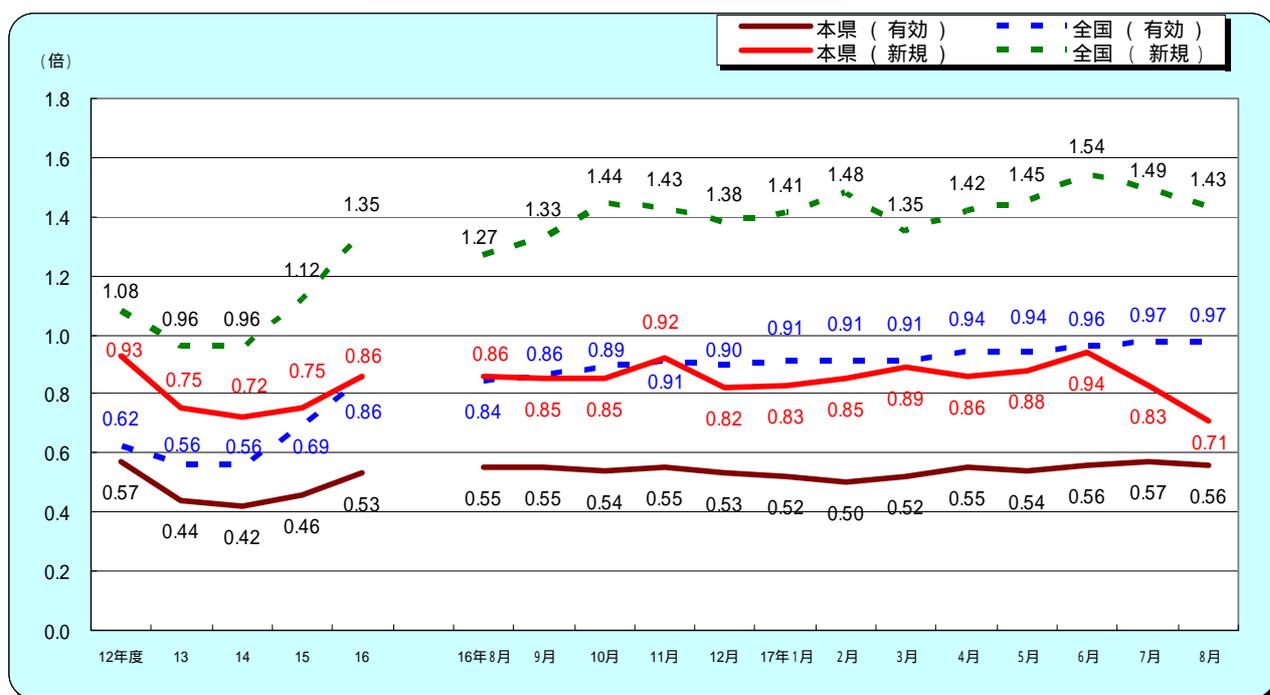
鹿児島県の本年8月の有効求人倍率は0.56倍となり、前月を0.01ポイント下回りました。

新規求人は、前年同月に比べサービス業（22.6%増）、建設業（16.0%増）などが増加する一方、卸売・小売業（16.1%減）、飲食店・宿泊業（36.5%減）などが減少し、全体では2.6%の減少となりました。

また、新規求職者については、自己都合離職求職者（18.5%増）などの増加により、全体では16.3%と大幅な増加となりました。

求人は今後もサービス業を中心に堅調に推移するものと思われそうですが、求職者も増加傾向にあり、労働局では、求人・求職のマッチングの促進に努めたいと考えています。
（職業安定部職業安定課）

有効（新規）求人倍率の推移



鹿児島県最低賃金が時間額608円に改正！！

最低賃金は、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保を図り、国民経済の健全な発展に寄与することを目的に定められています。

この鹿児島県最低賃金が、平成17年10月1日より時間額608円に改正されました。

鹿児島県最低賃金 (地域別最低賃金)	最低賃金 額	効力発生日
	時間額(円)	
	608	平成17年10月1日

鹿児島県最低賃金は県下のすべての労働者に適用されます。ただし、別に定める産業別最低賃金の産業に該当する場合は、当該最低賃金も適用されます。

最低賃金に関する問い合わせは、鹿児島労働局賃金室か最寄りの労働基準監督署へお願いします。

(労働基準部賃金室)

10月は「高年齢者雇用支援月間」です。10月14日

「鹿児島県高年齢者雇用支援の集い」を開催。

急速な少子・高齢化が進む中で、活力ある社会を維持するためには、高年齢者の雇用を進め、意欲と能力がある限り、年齢にかかわらず働ける社会を実現していくことが必要です。

財団法人鹿児島県雇用開発協会では、鹿児島労働局・ハローワークの後援により、事業主をはじめ広く県民の関心を喚起するため、10月を「高年齢者雇用支援月間」と定め、その中心的な行事として、10月14日(金)13時30分から、「鹿児島県高年齢者雇用支援の集い」を城山観光ホテルで開催します(共催 鹿児島県、独立行政法人雇用・能力開発機構鹿児島センター)。

当日は、高年齢者雇用優良事業所表彰、記念講演のほか、高年齢者雇用アドバイザーが平成18年4月1日から事業主に義務付けられた定年の引上げ、継続雇用制度の導入等について、事業主の方々の相談に応じます。

(職業安定部職業対策課)



昨年の県高年齢者雇用支援の集いの写真

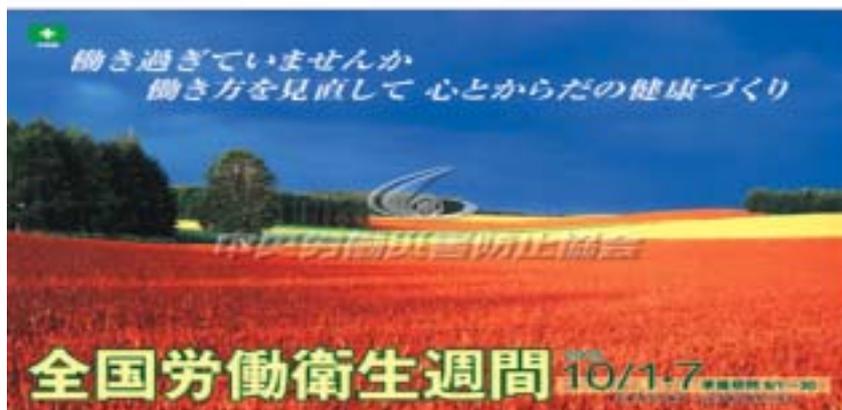
全国労働衛生週間が始まります。(10月1日～7日)

全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康の保持増進と快適な職場環境の形成に大きな役割を果たしてきました。

県内の労働者数50人以上の事業場における平成16年の定期健康診断結果によると、何らかの所見を有する労働者の割合は49パーセントで前年より1ポイント増加し、全国平均より高い数値になっています。

労働者が健康で快適に働く職場をつくるには、経営者自らトップが責務について認識し、産業医や衛生管理者等の衛生管理スタッフが中核となって対策を展開していくことが重要となります。また、労働者自身も積極的に健康づくりに取り組んでいくことが重要です。

このような観点から本年度は、「働きすぎではありませんか 働き方を見直して心とからだの健康づくり」をスローガンとして、全国労働衛生週間を展開していきます。週間中の行事として、10月4日(火)に「労働衛生管理セミナー」が県医師会館で開催されます。当日は、メンタルヘルスケアに取り組んでいる企業の体験発表や、「アスベストと健康障害」の特別講演を予定しています。



(労働基準部安全衛生課)

10月は「仕事と家庭を考える月間」です。10月6日

「仕事と家庭の両立を考えるセミナー」を開催。

我が国においては急速に少子化が進行していますが、少子化の背景の一つとして、仕事と家庭との両立の負担感があることが指摘されています。このため、平成17年4月に「次世代育成支援対策推進法」が全面施行され、企業においては、仕事と家庭の両立を図るために必要な雇用環境の整備等を進めるための一般事業主行動計画の策定とそれに基づく取組が進められています。

また、少子化の流れを変えるための具体的実施計画として平成16年12月に策定された「子ども・子育て応援プラン」においても、仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しは重点課題の一つとされています。

さらに、平成17年4月から、育児休業・介護休業の対象労働者の拡大や育児休業期間の延長等を内容とした改正育児・介護休業法が施行されています。

厚生労働省では、毎年10月を「仕事と家庭を考える月間」と定め、仕事と家庭との両立について社会全般の理解を深めるために各種の活動を展開してきました。今年は、10月6日(木)に「仕事と家庭の両立を考えるセミナー」を東急インで開催します。当日は、特別講演「企業戦略における両立支援策とは」や、仕事と家庭の両立を目指す企業からの発表などがあります。

(雇用均等室)

11月は「ゆとり創造月間」。11月15日「ゆとり創造

2005 in 鹿児島～家庭に！地域に！！ゆとり休暇～」開催。

毎年11月は「ゆとり創造月間」です。働く人が活力をもって生き生きと働くためにしっかり休み、働き方や家族・地域との関係を含めて生き方を考える契機となるよう、長期休暇制度の普及と定着に関するシンポジウム「ゆとり創造2005 in 鹿児島～家庭に！地域に！！ゆとり休暇～」が開催されます。

開催日時 平成17年11月15日(火)
午後1時30分～午後4時

会場 鹿児島市民文化ホール
4階市民ホール

当日は、「働き方と休み方の知恵」についての基調講演や落語家 三遊亭楽太郎氏による「ゆとりトーク」があります。

問合せ先 鹿児島労働局労働基準部監督課
TEL 099 - 223 - 8277
(社)全国労働基準関係団体連合会
鹿児島県支部
TEL 099 - 223 - 1373



「鹿児島県若者就職サポートセンター」及び併設「ヤングハローワークかごしま」が、8階から3階へ移転し、リニューアルオープンします。

「鹿児島県若者就職サポートセンター」及び併設「ヤングハローワークかごしま」（鹿児島商工会議所ビル（AIMビル））は、10月11日から、現在の8階から、3階へ移転します。

両施設は、昨年7月のオープン以来、1日平均、約70名と多くの失業者やフリーター等の若者に利用されており、この1年間で1,648人の就職が決定するなど、成果を挙げています。

こうした中、利用者ニーズに応え9月5日からは、開庁時間を1時間繰り下げ9時30分から18時までとしたところですが、今般、より一層利用しやすく、快適なスペースを確保するため3階へ移転、リニューアルオープンすることとなりました。

引き続き、利用者のニーズを踏まえながら機能強化を図り、若年者の雇用環境の改善に努めていきます。
(職業安定部職業安定課)

雇用促進住宅への入居のご案内

雇用促進住宅は、就職や転勤等で現住所から通勤困難な方をはじめ、広く住宅を確保する必要な方のために、賃貸で住宅を提供しています。

県内各地16箇所に雇用促進住宅がありますが、現在、ほとんどの住宅に空戸があり、台風14号で被災された垂水地区の方も緊急避難のため一時的に対象とするなど、広く入居される方を募集しています。

入居に関する問い合わせは、最寄りのハローワークへ。

(職業安定部職業安定課)

「これからの働き方を考えるシンポジウム」を開催。

近年のグローバル化やサービス産業の拡大等の産業構造の変化、IT化の中、企業においては短期的利益の重視の経営姿勢の強まりに伴うパート、アルバイト、派遣、有期雇用等「正社員」以外の労働者の活用の動きがみられます。

他方では女性の一層の社会進出等を背景に、仕事以外の生活の充実も希望する者の増加や、多様な形態で働き方を希望する者の増加等、企業、労働者の考え方、行動の変化がみられるところです。

こうした中、地域の労使団体を構成員として、厚生労働省から就職支援事業の委託を受けている「鹿児島県地域労使就職支援機構」が、事業の一環として、9月16日、鹿児島市で「これからの働き方を考えるシンポジウム」を開催しました。

当日は、人事担当者等約120名が参加。「基調講演」の後、多様な働き方について、5名の労使等のパネリストによるディスカッションが行われ、「賃金等、格差が大きく、安心、安定した生活ができない。」、「企業にとってパート等の多様な働き方は必要。それぞれの個人の能力を活かしていきたい。」、「行政としては、実質的な男女均等取扱いの実現への支援に努め、また、若年者、高齢者等、個々の状況に応じたサービスの提供による早期再就職の促進等に努めたい。」等、活発な意見が交わされました。

(職業安定部職業安定課)



シンポジウム会場写真